

第1次

みやこ

京のみどり推進プラン（概要版）

（「京都市緑の基本計画」実施計画）

平成23年5月

京 都 市



「京のみどり推進プラン」の策定に当たって



『春はあけぼの やうやう白くなりゆく 山ぎはすこし
あかりて…』。清少納言がしたためたこの美しい記述は、
一説によると東山の眺めを描いたものといわれています。
東山をはじめとする三山の緑は、長きにわたり京都の
人々に育まれてきました。私たちは、今でも春になると
千年も前に描かれた光景や作者の想いを感じることがで
きます。

「山紫水明」と称えられる京都には、三山の緑、鴨川
や桂川などの河川、神社仏閣等に残る巨樹名木、日本庭
園など、悠久の歴史のなかで、様々な文化と結びつきな
がら、人々に大切に育まれてきた緑が数多く残っています。

また、まちなかには、四季折々の表情を見せる美しい街路樹、憩いの場と
なっている公園、まちかどの花壇など、暮らしを彩る緑があり、これらは、
人々の心に潤いと安らぎを与えるだけでなく、防災上も重要な機能を果たし
ています。

本市では、これらのかげがえのない緑を守り、育て、つくり、つなげてい
くため、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」の緑
分野の計画として、平成22年3月に「京都市緑の基本計画」を策定しました。
そして、緑の基本計画に掲げた施策を確実に推進するため策定したのが、こ
の「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」です。

本プランでは、人々が感じる“緑の豊かさ（緑に対する満足度）”を向上
させるため、目に見える範囲の緑の割合を計測・評価する「緑視率」等を取
り入れながら、今後5年間の目標や実施する事業をまとめています。

本市では、本プランに基づき、市民の皆様とともに、まちなかから見える
三山や、まちかどの花や緑など、目に見える緑の保全と充実に努め、緑の豊
かさを実感できるまちづくりを全力で進めて参ります。

未来の京都を花と緑でいっぱいにして「京都に住んでよかった」「日本
に京都があってよかった」と、皆が実感できるよう、私たちが世界に誇る
「京都力」を結集し、共に力を合わせて参りましょう！

平成23年5月

京都市長 門川 大作

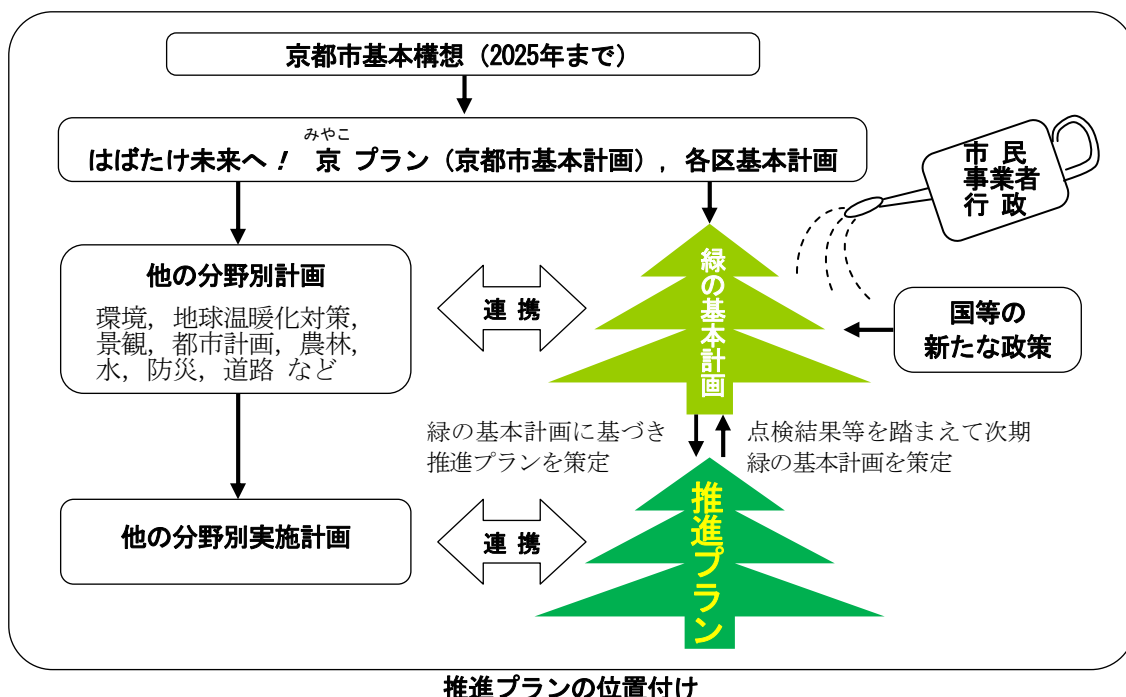


「京のみどり推進プラン」の概要

◆策定の趣旨と目的

「京のみどり推進プラン」（以下「推進プラン」という。）は、「緑の基本計画」に掲げられた具体的施策を着実に推進するため、5年ごとの緑の保全・創出・育成に係る事業等をまとめるもので、今回はその第1次となるプランを策定するものです。

今後、本プランに基づき、市民、事業者及び本市関係各局等が連携して事業を推進することで、「緑の基本計画」の理念と目標の実現を目指すとともに、地球温暖化対策やヒートアイランド対策、生物多様性の確保、景観対策などについて寄与していくことで、「環境モデル都市・京都」にふさわしい緑豊かなまちの実現を目指していきます。



◆推進プランの対象と計画期間

推進プランの対象は、計画期間中に実施する「緑の基本計画」で設定した52の具体的施策を推進するための事業（以下「個別事業」という。）です。第1次推進プランは、平成23年度から平成27年度に実施する事業を対象とします。

なお、推進プランは、「緑の基本計画」の計画期間内に2回改訂する予定です。

○「推進プラン」の計画期間

名 称	計画期間
第1次 京のみどり推進プラン	平成23年度～平成27年度（5年間）
第2次 〃	平成28年度～平成32年度（5年間）
第3次 〃	平成33年度～平成37年度（5年間）

※「緑の基本計画」が対象とする“緑”

公園、街路樹、公共公益施設の緑、三山など市街地周辺の山々、河川や水辺の緑、市街地及び市街地周辺の農地、生垣など住宅地の緑、駅前や繁華街の緑、社寺境内地の緑 など、植物だけでなく“緑”・“花”・“水”を含む空間を広く“緑”として扱います。

推進プランの目標と進行管理

◆目標設定の考え方

都市の緑は、多様な機能（※）を持っており、緑の機能に配慮しながら、「緑の基本計画」の理念と目標を実現するためには、**緑の量的な拡大だけでなく、質的にも充実を図り、市民の緑に対する満足度を高めていくことが重要です。**

そこで、第1次推進プランでは、**本市全体の緑のあり方に係る目標については、“緑の量”と“緑の質”の2つの視点から目標を設定しました。**

〔※緑の機能：「都市環境の維持・改善」「生物の生息・生育空間の保全」「健康づくり・レクリエーション・精神的な充足」「都市の防災」「都市景観の向上」など〕

◆達成状況の確認と成果指標

目標の達成状況は、成果指標を用いて確認することとし、**本市全体の緑のあり方に係る目標の成果指標を“総合指標”、個別事業の成果指標を“個別指標”**として位置付けます。

また、達成状況は、総括点検や定期点検を実施して確認、公表します。

○成果指標の区分と内容

区分	内容	設定方法	達成状況等の確認
総合指標	本市全体の緑のあり方に係る指標	「緑の基本計画」の目標に掲げられているものを設定（緑被率、緑視率、1人当たり公園面積 など）	総括点検で確認
個別指標	各事業の進捗状況を確認するための指標	事業別に適切なものを設定（植樹本数、緑化延長など事業ごとに異なる）	定期点検で確認

◆進行管理の概要

推進プランは、計画、実施、点検、改善の4つの段階による進行管理を実施しながら、着実に推進していきます（“PDCAサイクル”による業務改善）。

○進行管理の段階と内容

段 階	内 容
①計画（PLAN）	推進プランの策定、点検結果を踏まえた事業改善
②実施（DO）	推進プランに位置付けた事業を市民等との協働により実施
③点検（CHECK）	点検（定期点検、総括点検）の実施及び点検結果のまとめ
④改善（ACTION）	改善すべき事項等の抽出及び改善案の作成

○点検の種類と内容

点検の種類	点検頻度	点検内容
総括点検	5年に1回	推進プランの計画期間中の目標の達成状況等を確認し、推進プランを総括する。
定期点検	毎年度	各事業の進捗状況を確認する。

※PDCAサイクルとは

計画（PLAN）、実施（DO）、点検（CHECK）、改善（ACTION）の4つの段階を繰返し実施することで、業務等を継続的に点検・改善し、実効性を高めていく手法。それぞれの頭文字をとって、「PDCAサイクル」と呼ばれています。

“緑の量”に関する目標

◆ “緑の量”に関する目標

“緑の量”に関する目標は、本市全体の緑の確保量の目安とする目標です。
 なお、目標の達成状況は、総括点検時に以下に示す指標を用いて確認します。

◆ 緑被率及び緑視率

市街地及び市域の緑の量の確保については、緑被率と緑視率を指標として、それぞれについて、以下のとおり目標を設定します。

緑被率：空から見た区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標。
緑視率：人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定しにくい、市民の身近にある軒下の花、生け垣、壁面緑化、街路樹や、借景としての緑地や山等の、立体的な緑を算定する指標。

○第1次推進プランにおける“緑被率”及び“緑視率”の目標

項 目	指 標 (総合指標)	H21年度末の実績	第1次推進プランの 目標 (H27末)	緑の基本計画の 目標 (H37末)
市街地の緑の創出	緑被率	35%	36%	37%
市域の緑量の向上	緑被率	83%	更なる向上を目指す	更なる向上を目指す
人々がまちなかで 目にする緑の創出	緑視率 (※1)	10%未満の計測 地点13箇所(※2)	市内の緑視率10%以上 の確保を目指す	— (※3)

※1：緑視率の内容や目標等の詳細は「京のみどり推進プラン（本編）」の「資料編」参照

※2：実績は平成22年度のもの（調査地点総数：37箇所）

※3：H37末の目標は、第1次推進プランの総括点検の結果を踏まえて設定

◆ 公園整備（1人当たり公園面積）

公園整備の目標は、1人当たり公園面積を指標として、以下のとおり設定します。

なお、第1次推進プランの計画期間中は、市民の身近なレクリエーション及び健康づくりや安心・安全なまちづくりを進めていく観点から、区画整理事業による用地確保や市有地の有効活用、市民との協働による借地などにより身近な公園の整備を進めます。また、都市計画公園については、災害時に活動拠点や避難場所になるなど、都市の防災上、重要な役割を有しているため、着実に整備を進めるとともに、長期間未整備の箇所については、変更を含め計画の見直しを行います。さらに、公的なオープンスペースは、都市公園と同等の機能を有する場所であることから、都市公園と同様に大切な緑と考え、それらを守り、活用することにより、実質的な緑の確保に努めていきます。

○第1次推進プランにおける公園整備の目標

項 目	指 標 (総合指標)	H21年度末の 実績	第1次推進プランの 目標 (H27末)	緑の基本計画の 目標 (H37末)
都市公園等の確保量 (※4)	1人当たり 公園面積	4.69㎡/人	5.35㎡/人(※5)	10㎡/人

※4：「都市公園等」⇒ここでは、都市公園及び都市公園に類する公的なオープンスペース（都市公園に準ずる機能を持つもの）の総称とする

※5：第1次推進プランでは“都市公園等”の確保量を目標とする

（「H21年度末の実績」「緑の基本計画の目標（H37末）」は“都市公園”の確保量）

“緑の質”に関する目標

◆ “緑の質”に関する目標（緑の質を高めるための行動目標）

“緑の質”に関する目標は、緑が持つ多様な機能に配慮しながら、市民の緑に対する満足度を向上させるため、**数値で示すことが困難な事項（※）の目指すべき方向性を示すものです。**

推進プランに位置付ける事業は、以下の目標を特に配慮しながら事業を推進する（目標達成に向けて行動する）ことで、本市の緑の質を高めていきます。

なお、達成状況は、総括点検時に**アンケート調査などを実施して把握**します。

※数値で示すことが困難な事項（推進プランにおける“緑の質”の定義）

例えば、緑を増やす時に“誰が植えるか”“何を植えるか”“どこに植えるか”“どのように植えるか”など、緑被率や緑視率（数値）で表すのが困難な事項のこと。

～ 第1次推進プランにおける“緑の質”に関する目標 ～ （緑の質を高めるための行動目標）

●緑を守る，緑を育てる

⇒ 目標1：本市を特徴づける緑（京都らしい緑）の保全と次世代を担う人々の育成

●緑をつくる

⇒ 目標2：市民・事業者・行政等の協働による花のまちづくりの推進

●緑をつなぐ

⇒ 目標3：緑の連続性の確保

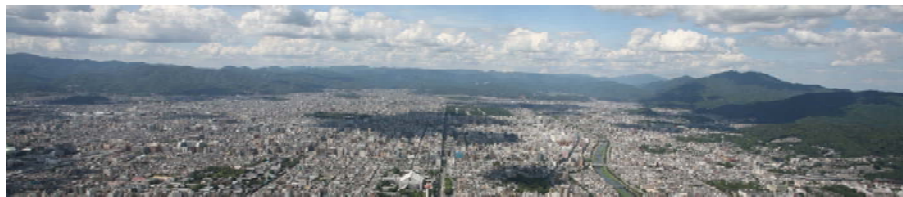
◆ “緑の質”を高めるための行動内容

緑の質を高めるため、具体的な行動内容を以下のとおり設定します。

○第1次推進プランにおける“緑の質”を高めるための行動内容

視 点	目 標	行動内容
緑を守る 緑を育てる	本市を特徴づける緑（京都らしい緑）の保全と次世代を担う人々の育成	・三山などの緑（緑の縁）を守り，育てる。 ・市街地を囲む緑（緑の輪）を守り，育てる。 ・地域のシンボルとなる大きな樹木を守る。樹木をできるだけ大きく育てる。 ・環境教育，自然体験学習等を積極的に推進し，次世代を担う人々を育てていく。
緑をつくる	市民・事業者・行政等の協働による花のまちづくりの推進	・市民や事業者，行政等が協働でまちなかに花を増やす。 ・小路やまちなかにおいて，園芸技術などを活かした緑化を推進する。
緑をつなぐ	緑の連続性の確保	・道路や河川の緑（緑の軸）を充実させる。 ・建物の外周部等を緑化して緑の連続性を確保する。

“緑の質”に関する目標の展開イメージ



＜＜ 緑を守る，緑を育てる ＞＞

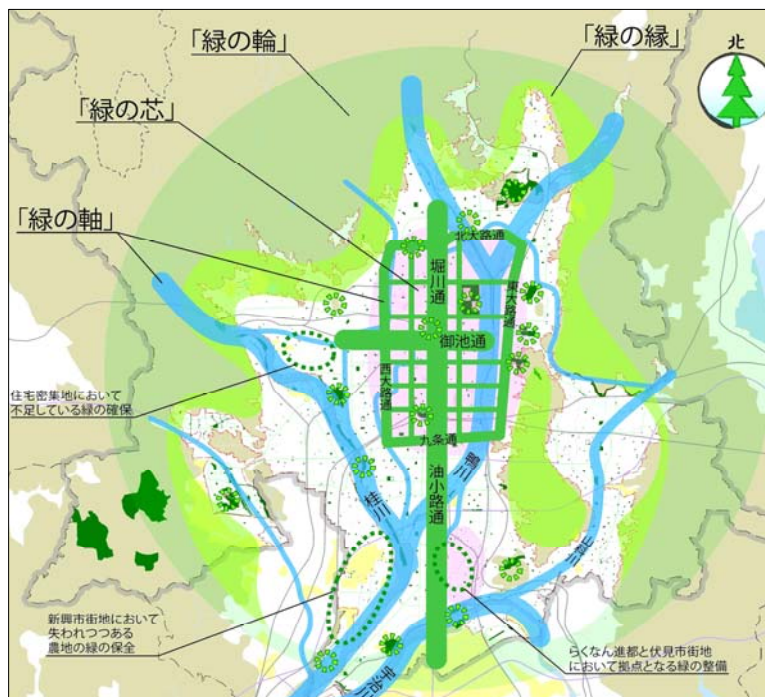
三山などの緑（緑の縁）や，市街地を囲む緑（緑の輪）を守り，育てる



地域のシンボルとなる大きな樹木を守る
樹木をできるだけ大きく育てる



環境教育，自然体験学習等を積極的に推進し，次世代を担う人々を育てていく



緑の配置方針図（「緑の基本計画」から抜粋）

＜＜ 緑をつくる ＞＞



市民や事業者，行政等が協働で
まちなかに花を増やす



小路やまちなかにおいて，
園芸技術などを活かした緑化を推進する

＜＜ 緑をつなぐ ＞＞



道路や河川の緑（緑の軸）を充実させる



建物の外周部等を緑化して緑の連続性を確保する

第1次推進プランで実施する事業

◆第1次推進プランで実施する事業

第1次推進プランでは、前述の目標を達成するため、「緑の基本計画」に位置付けた52の具体的施策に係る102件（※）の事業を実施します。

（※複数の施策にまたがる事業を重複して計上した場合は114件）

＜以下に示す表の凡例＞

- ・ **事業番号**：事業を整理、識別するための番号
- ・ **事業名**：事業の名称。
なお、**新規事業は、事業番号と事業名を太字で表記**
- ・ **事業概要**：事業の概要。概要の下に成果指標（**個別指標**）、H21末の現況、H27末の目標を表記（例：成果指標／H21末現況⇒H27末目標）
（※成果指標、現況、目標が未定又は不明の場合は、“－”と表記）
（※事業の現況は、H22末が未確定のためH21末の現況を記載）
- ・ **事業所管**：事業を所管する局・区・支所名
- ・ **基本施策、施策番号**：「緑の基本計画」に位置付けた具体的施策の名称
- ・ **柱となる施策**：「緑の基本計画」の計画期間中に先導的、重点的に取り組むべき施策

○第1次推進プランで実施する事業一覧表

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
（１）基本施策：自然環境や景観の保全			
●施策番号１：地域制緑地の保全			
1-1	古都保存事業	「歴史的風土特別保存地区」において、歴史的風土の保存に努める。	都市計画局
1-2	緑地保全事業	「特別緑地保全地区」、「近郊緑地特別保全地区」において、緑地の保全に努める。	都市計画局
●施策番号２：地域制緑地の利活用の推進			
2-1	「歴史的風土特別保存地区」「特別緑地保全地区」における施設整備・維持管理	「歴史的風土特別保存地区」及び「特別緑地保全地区」において、良好な自然環境や景観の保全の形成に寄与するよう適切な整備、維持管理を行う。	都市計画局
●施策番号３：里地・里山の保全・再生			
3-1	合併記念の森創設事業	「合併記念の森全体構想」に基づき、市民等の参画による森づくりを行うとともに、自然景観を生かした観光名所を創設する。 (整備面積／0ha⇒120ha)	産業観光局
3-2	京都伝統文化の森推進事業	東山風景林の活用モデルとして、寺社や市民及び法人の参画による森林の保全・整備等を行う。 (森林整備活動区域面積／89ha⇒190ha)	産業観光局 東山区役所
3-3	四季・彩りの森復活プロジェクト(三山森林景観保全・再生ガイドラインの策定及び取組)	「三山森林景観保全・再生ガイドライン」を策定し、まちと共生する森の再生、さらには、木の文化を大切にするまちづくりの実現を目指す。 (森林整備面積／0ha⇒17.5ha)	産業観光局 都市計画局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
3-4	大岩街道周辺地域の良好な環境づくりの推進	市民等との共働による不法投棄根絶活動を継続的に実施し、美しい里山の保全・再生に向け、散策路の整備等を行う。 (事業への参加人数／延べ500人⇒延べ約1,700人)	伏見区役所 (深草支所)
3-5	静原地域のまちづくり	静原地域において、住民が主体となった「魅力あふれるまちづくり」に取り組む。(地域での自主的な協議体設立／－⇒1団体)	左京区役所
(2) 基本施策：農林業の振興			
●施策番号4：市域産木材の活用の推進（柱となる施策）			
4-1	木材需要活性化対策 (京の山杣人工房事業)	木の地産地消運動を展開していくための普及活動を実施する。また、市民等を対象とした市内産木材の供給対策を行う。 (工房訪問者数／7,997人⇒16,500人)	産業観光局
4-2 32-2	森の力活性・利用対策	森林を適正に整備し、発生する伐倒木等の未利用資源の有効活用を図る。(本事業による間伐実施面積(累計)／539.2ha⇒－)	産業観光局
●施策番号5：農林業の担い手の育成（柱となる施策）			
5-1	担い手育成支援事業	農業再生協議会と連携し、効率的・安定的な農業経営体を育成する。また、農業後継者の組織が行う活動を支援する。 (認定農業者数／168人⇒210人)	産業観光局
●施策番号6：農林地の持つ多面的機能の活用			
6-1	農地・水・環境保全向上対策事業	農業生産基盤と生産環境を守る共同活動及び環境との共生を重視した先進的な営農活動を支援する。	産業観光局
(3) 基本施策：農地の保全と活用			
●施策番号7：生産緑地地区制度の維持			
7-1	生産緑地振興対策	生産緑地における農業振興を図るため、共同利用機械・施設等の導入を支援する。	産業観光局
●施策番号8：農地の有効活用			
8-1	農とふれあう総合体験型市民農園整備事業	環境にやさしい都市型農業を振興するため、市民農園モデルとなる総合体験型市民農園を整備する。 (市民農園區画数／3,825区画⇒4,400区画)	産業観光局
(4) 基本施策：社寺境内地等の民有緑地の保全			
●施策番号9：巨樹名木の保全（柱となる施策）			
9-1	保存樹等指定に伴う市街地の緑保全事業	保存樹の状態を把握(調査)するとともに、樹勢回復等に係る費用の一部を助成する。(指定件数／39件⇒40件)	建設局
●施策番号10：景観重要樹木の指定（柱となる施策）			
10-1	景観重要樹木の指定に向けた調査・検討	景観重要樹木の指定を行うための調査・検討を行う。 (指定本数／－⇒－)	都市計画局 建設局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
●施策番号11：記念物の指定・登録による保護			
11-1	条例関連実態調査	歴史的・文化的遺産の指定・登録に必要な調査を行う。 (京都市指定・登録文化財件数/468件⇒)	文化市民局
●施策番号12：緑地・庭園等の保全			
12-1 36-2	緑地・庭園等の保全に係る情報提供	大学と連携して市内に存在する歴史的・文化的遺産を調査し、結果をまとめて関係部局に提供する。 (情報提供の有無/ー⇒情報の提供)	文化市民局
(5) 基本施策：公園等の整備			
●施策番号13：街区公園等の身近な公園の整備			
13-1	街区公園等の身近な公園の整備	街区公園等の地域の身近な公園を歩いて行ける範囲に整備していく。(市民1人当たり公園面積/4.69㎡/人⇒5.35㎡/人)	建設局
●施策番号14：借地型公園の整備（柱となる施策）			
14-1	借地型公園の整備	地価が高い都心部の遊休地等を対象として、民有地を借地した公園整備を進める。 (事業進捗状況/0箇所⇒計画・設計策定、モデル公園整備)	建設局
●施策番号15：公園の再整備の推進			
15-1	公園の再整備の推進	誰もが安心して、安全に利用できるよう、また、地域の活性化につながるよう、公園の再整備を進める。 (再整備公園箇所数/14箇所⇒24箇所)	建設局
●施策番号16：大規模公園、その他特色ある公園等の整備			
16-1	大規模公園、その他特色のある公園等の整備	宝が池公園や梅小路公園、淀城跡公園、水垂運動公園等、特色ある公園の整備を推進する。 (市民1人当たり公園面積/4.69㎡/人⇒5.35㎡/人)	建設局
●施策番号17：公園の維持管理の充実			
17-1	公園の維持管理	公園施設長寿命化計画を策定し、施設の維持管理及び更新を行っていく。 (公園施設長寿命化計画/遊具、施設等の目視点検を実施⇒長寿命化計画策定) (ブランコ更新基数/ブランコ計47基更新⇒ブランコ約60基更新) 公園内の樹木の良い維持管理を実施、継続していく。 (樹木の維持管理状態/良好な維持管理を実施⇒良好な維持管理の継続) 公園愛護協力会を中心とした市民との連携を強化し、安心安全な公園の維持管理に努める。	建設局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
●施策番号18：公園の多様な利活用の促進			
18-1	公園自然観察会	地域との連携により、公園の樹木への手作りネームプレートの設置や紙芝居の披露等を行っていく。(開催回数/5回⇒ー)	西京区役所
18-2	青空健康づくりプログラム	梅小路公園等で、健康増進プログラムを実施し、人々の健康、生活の質(QOL)の向上を目指す。(教室参加のべ人数/ー⇒750人)	建設局
18-3 47-3	自然遊びプログラムによる総合的な環境学習の推進	子どもたちが自然とのふれあいを体感するとともに、3世代交流を通じて地域の自然環境及び歴史文化を学ぶ総合的な環境学習を推進する。(のべ参加人数/900人⇒1,500人)	建設局
18-4	身近なスポーツ環境の整備と市民の健康づくりの促進	運動公園等に軽い運動や健康づくりのための設備、器具などの設置に取り組む。	文化市民局 建設局
18-5	らくさいさくら祭における地域の魅力の発信	「らくさいさくら祭」において、まちづくり団体や、福祉団体等に出展を依頼し、祭りを盛り上げるとともに、来場者に洛西の自然やまちの魅力を発信する。(来場者数/約3万8千人⇒約6万人)	西京区役所 (洛西支所)
(6) 基本施策：道路の緑の整備			
●施策番号19：新設・再整備道路における緑の整備			
19-1	道路整備事業	道路の新設・再整備に併せて、緑の整備を推進する。 (道路の新設・再整備に併せた緑地帯等の緑の整備路線数/ー⇒13路線)	建設局
19-2	土地区画整理事業	土地区画整理事業における都市計画道路等の新設、拡張、再整備等に併せて、緑の整備を推進する。 (土地区画整理事業による道路空間の整備率/85%⇒89%)	建設局
●施策番号20：駅前広場や交差点等における地域の顔となる緑の形成			
20-1	京都駅南口駅前広場整備事業	「歩くまち・京都」の玄関口にふさわしい機能や景観に配慮した駅前広場を整備し、「歩いて楽しいまち」の実現を推進する。 (整備進捗状況/ー⇒ー)	都市計画局
●施策番号21：景観や季節感に配慮した街路樹の維持管理			
21-1	紅葉高木の二段階剪定	街路樹の管理に当たり、紅葉後に残りを剪定する「二段階剪定」を実施し、楽しく歩ける「まちなみ景観」づくりを目指す。(二段階剪定街路樹の本数/1,300本⇒当該年度の剪定街路樹本数)	建設局
21-2	桜景観創造プロジェクト(サクラリフレッシュ事業)	人の目に映る範囲の「緑」の質・量の向上を目指し、街路樹(サクラ)について更新を進める。(更新樹木数/ー⇒150本)	建設局
●施策番号22：街路樹の良好な生育の確保			
22-1	街路樹等の維持管理業務	街路樹の美しい樹形の確保、紅葉街路樹の実現など、良好な維持管理を継続していく。(街路樹の管理本数/高木 約49,000本、低木 約86万本⇒より良好な育成管理の実施)	建設局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
(7) 基本施策：その他公共公益施設の緑化の推進			
●施策番号23：学校緑化の推進			
23-1	花と緑のグリーンベルト事業	学校のブロック塀等を『緑の生け垣』に整備することで、ゆとりと潤いのある学習環境づくりを図るとともに、都市緑化の推進に寄与する。 (実施校数／58校⇒63校)	教育委員会事務局
23-2	学校ビオトープ事業	自ら環境問題に気づき、環境づくりや保全に向けて行動できる子どもたちの育成を目指し、学校ビオトープの取組を実施し、環境の大切さを実感できる場の創出を図る。(実施校数／58校⇒ー)	教育委員会事務局
23-3	市立学校の校庭芝生化	校庭の芝生化により、児童・生徒が活発に活動できる環境を整え、学習活動に多様性と安定性をもたらすとともに、砂塵飛散防止や地表面の温暖化防止を図る。(実施校数／13校⇒19校)	教育委員会事務局
23-4	緑のカーテン推進事業	校舎の壁面につる性植物を育てることにより、植物(緑)のカーテンを育成し、環境教育の教材として活用するとともに、保護者や地域住民への地球温暖化防止の取組・啓発の一形態とする。 (実施校数／203校⇒246校)	教育委員会事務局
●施策番号24：公共公益施設の緑化の義務化（柱となる施策）			
24-1 39-1	上京区総合庁舎整備等事業	新上京区総合庁舎において、屋上緑化及び敷地内緑化を実施する。	文化市民局 上京区役所
24-2 39-2	左京区総合庁舎整備等事業	新左京区総合庁舎において、屋上緑化及び敷地内緑化を実施する。 (緑化面積／ー⇒約560㎡)	文化市民局 左京区役所
24-3 31-1	市営住宅改善・整備事業	市営住宅の建設に当たり、通路等に透水性舗装や保水性インターロッキングブロック等を使用する。また、屋上緑化を採用し、環境に配慮した市営住宅整備を進めていく。(工事進捗状況／未施工⇒完了)	都市計画局
24-4	水環境保全センターの屋上緑化	鳥羽水環境保全センター及び石田水環境保全センターで管理棟等の屋上緑化を適正に管理する。 (管理状態／適正管理⇒適正管理の継続)	上下水道局
24-5 39-5	新京都市動物園整備事業	新「京都市動物園整備構想」に基づき、動物園を順次リニューアルし、園内緑化及び一部屋上緑化を実施する。	文化市民局
(8) 基本施策：民有地緑化の推進			
●施策番号25：緑化助成の推進（柱となる施策）			
25-1	らくなん進都緑化助成事業	らくなん進都内の企業を対象とした緑化助成事業を実施する。 (緑化助成面積／112㎡⇒1,000㎡)	都市計画局
25-2	京のまちなか緑化助成事業	建築物の屋上・壁面や道路に面する敷地、駐車場において新たに樹木の植栽等の緑化を行う際の設置費用等を助成する。 (緑化助成面積／3,349㎡⇒6,000㎡)	建設局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
25-3 35-2 43-9	まちなみ緑化モデル事業	中心市街地等において、鉢物等の資材を支給又は貸与して、管理していただくことにより、緑視率の向上と町並み景観の修景を図る。 (参加団体(地域)数/→5団体)	建設局
●施策番号26：市民・事業者との協働による民有地緑化の推進（柱となる施策）			
26-1	地球温暖化対策条例に基づく市街地緑化の推進	京都市地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の新築等の建築物について、建築物及び敷地の緑化を義務づける。 (緑化計画書の提出件数の公表/→→)	環境政策局
26-2	戦略的企業誘致の推進	「新・京都市企業誘致推進指針」に基づき、企業誘致活動を推進し、産業基盤の強化等に取り組むとともに、「工場立地法」に基づき、緑地の確保を図るなど、良好な環境の保持に取り組む。 (特定工場敷地における緑地面積率/10.1%→→)	産業観光局
26-3	緑化地域の指定	緑が不足している地域を緑化地域に指定し、地域の緑化を推進していく。(適切な場所を指定/→→指定)	建設局
(9) 基本施策：道路の緑のネットワーク			
●施策番号27：道路の緑の充実・ネットワークの形成（柱となる施策）			
27-1	道路の森づくり	低木のみとなっている中央分離帯への高木植栽を行う。 (高木植栽本数/堀川通 ケヤキ64本→可能な限りの高木を植栽)	建設局
(10) 基本施策：水辺の保全、創出、活用			
●施策番号28：多自然川づくり			
28-1 29-1	都市基盤河川改修事業	「中小河川に関する河道計画の技術基準」等に基づき、都市基盤河川改修事業の促進を図る。(概ね10年に1回程度発生する規模の降雨に対する浸水想定面積の減少率/→→12.6%)	建設局
●施策番号29：親水性のある川づくり			
29-1 28-1	都市基盤河川改修事業	「中小河川に関する河道計画の技術基準」等に基づき、都市基盤河川改修事業の促進を図る。(概ね10年に1回程度発生する規模の降雨に対する浸水想定面積の減少率/→→12.6%)	建設局
●施策番号30：水のネットワークの形成（柱となる施策）			
30-1	京の川の再生・保全	京の川の再生・保全を図り、市民にとって身近な水辺を創出する。また、歩くまち京都の取組やまちの活性化に寄与する水辺のネットワークを構築する。(事業進捗状況/→→事業継続)	建設局
(11) 基本施策：地表面被覆の改善			
●施策番号31：市街地における雨水浸透の推進			
31-1 24-3	市営住宅改善・整備事業	市営住宅の改善に当たり、通路等に透水性舗装や保水性インターロッキングブロック等を使用する。また、屋上緑化を採用し、環境に配慮した市営住宅整備を進めていく。(工事進捗状況/未施工⇒完了)	都市計画局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
(12) 基本施策：地球環境に資する取組の推進			
●施策番号32：森林バイオマスの活用の推進			
32-1 33-1	バイオマス活用の推進	森林バイオマスの活用を含む市内の総合的なバイオマスの活用を定めた、平成22年3月策定の「京都市バイオマス活用推進計画」を推進する。	環境政策局
32-2 4-2	森の力活性・利用対策	間伐の遅れた森林を適正に整備し、発生する伐倒木等の未利用資源の有効活用を図る。 (本事業による間伐実施面積(累計)/539.2ha⇒ー)	産業観光局
●施策番号33：緑のリサイクルの推進（柱となる施策）			
33-1 32-1	バイオマス活用の推進	森林バイオマスの活用を含む市内の総合的なバイオマスの活用を定めた、平成22年3月策定の「京都市バイオマス活用推進計画」を推進する。	環境政策局
33-2	街路樹・公園樹等の剪定枝の堆肥化等	街路樹・公園等の維持管理作業で発生する剪定枝を可能な限り堆肥化等を行い、再利用する。(委託契約書等への明記/ー⇒明記)	建設局
●施策番号34：地球温暖化対策推進のための基金制度等の活用			
34-1	京都市民環境ファンドの実施	「京都市民環境ファンド」を運営し、各種事業に充当するほか、市民意見等を基に用途を検討し、活用していく。	環境政策局
●施策番号35：生物多様性の保全及び持続可能な利用に資する取組の推進			
35-1	身近な自然度調査 ～みんなで探そう 京都のいきもの～	身近な生き物の発見情報を市民から募り、その情報を整理・公開し、市民の自然環境に関する普及啓発を図る。	環境政策局
35-2 25-3 43-9	まちなみ緑化モデル事業	中心市街地等において、鉢物等の資材を支給又は貸与して、管理していただくことにより、緑視率の向上と町並み景観の修景を図る。 (参加団体(地域)数/ー⇒5団体)	建設局
35-3 52-7	いのちの森のモニタリング活動との連携及び支援	専門家及び市民のモニタリング活動との連携・支援を進め、自然観察会の開催や案内ガイドの養成等により、都市と自然の関係を考える機会を充実させる。 (「いのちの森」及び周辺での子ども自然観察会の実施回数/2回⇒15回)	建設局
(13) 基本施策：緑の文化の継承			
●施策番号36：庭園文化の普及・継承（柱となる施策）			
36-1	日本庭園の伝統的技術・技能研修会	京都の庭園の伝統的技術・技能を次代へ継承していくための研修会を実施する。 (研修会参加者数/カリキュラム回数/8人/20回⇒10人/20回)	建設局
36-2 12-1	緑地・庭園等の保全に係る情報提供	大学と連携して市内に存在する歴史的・文化的遺産を調査し、結果をまとめて関係部局に提供する。 (情報提供の有無/ー⇒情報の提供)	文化市民局

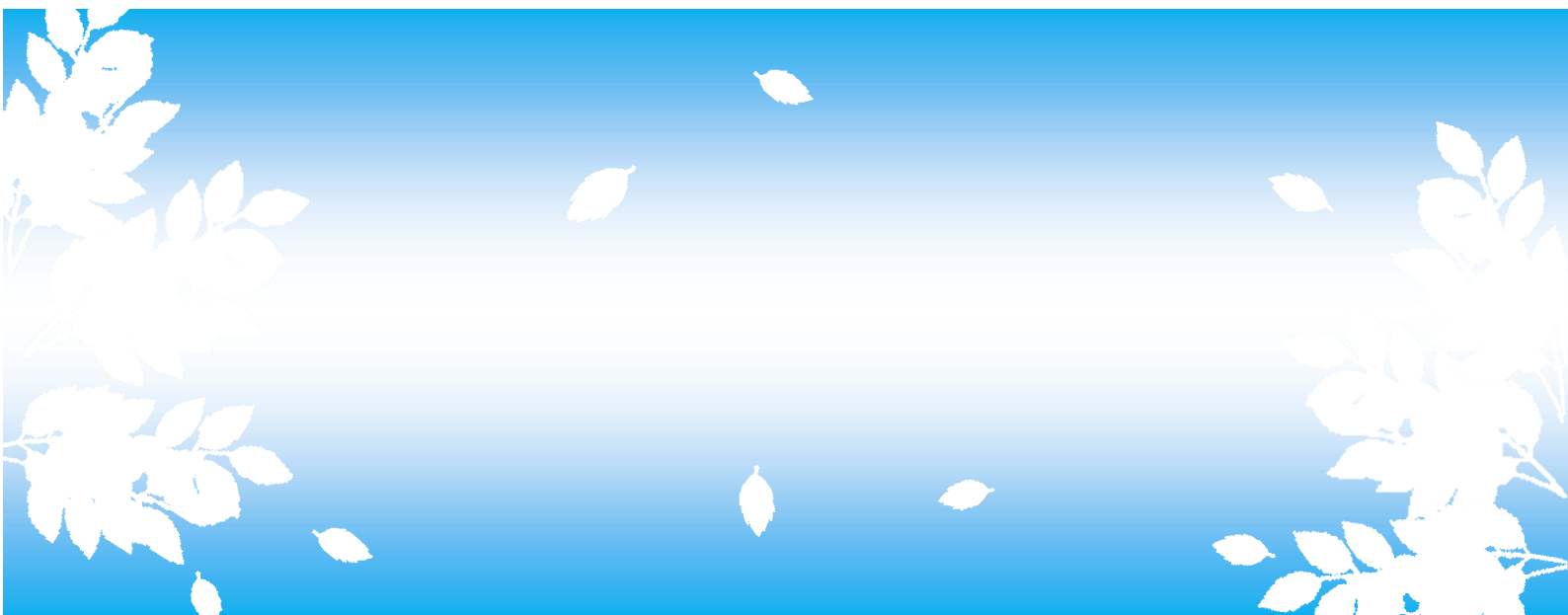
事業番号	事業名	事業概要	事業所管
●施策番号37：国内外に向けた緑に関する情報発信，文化交流			
37-1	全国都市緑化フェアへの出展	全国都市緑化フェアに花壇を出展し，本市のPRを図る。 (出展回数／24回⇒30回)	建設局
37-2	庭園情報の発信	市内の優れた庭園の情報を収集し，情報発信するほか，庭園講座等を実施する。(ホームページ掲載件数／19件⇒50件)	建設局
●施策番号38：世界遺産等の観光名所に係る緑の情報発信			
38-1	二条城お城まつりの一部事業	二条城の魅力をもっと知っていただくとともに，来城者の増加を図るため，「二条城お城まつり」を開催し，緑の育成に資する事業を実施する。	文化市民局
38-2	緑の散策ツアー	京都の緑の文化や身近な優れた景観を歩いて訪れ，街のみどり，歩いて楽しいまちの大切さを感じていただく。 (参加のべ人数／101人⇒150人)	建設局
38-3	北区北部山間いきいき大作戦「エコツーリズムキャンペーン」	地域の魅力を来訪者自らが発見，学ぶことができるような事業を四季折々に展開し，広報活動を積極的に行い，地域の魅力をPRする。 (参加者数／－⇒－)	北区役所
●施策番号39：木造建築物の建設の推進（柱となる施策）			
39-1 24-1	上京区総合庁舎整備等事業	新上京区総合庁舎において，木材の積極的な活用を図る。	文化市民局 上京区役所
39-2 24-2	左京区総合庁舎整備等事業	新左京区総合庁舎において，区民利用の多いスペースを中心として，内装の一部に地元産木材を利用する。 (木質化床面積／－⇒約2,300㎡)	文化市民局 左京区役所
39-3	CASBEE京都の策定	CASBEEに，本市の独自基準を組み込んだ制度を策定し，その普及・啓発を通じて，京都らしさを踏まえた低炭素化社会を実現する。 (届出件数／年間約60件(現行条例による参考値)⇒年間400件)	都市計画局
39-4	平成の京町家普及・促進事業	伝統的な京町家の知恵と現代的な技術を融合させた京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の普及を促進する。 (「平成の京町家」の認定戸数(累計)／制度開始前⇒2,100戸)	都市計画局
39-5 24-5	新京都市動物園整備事業	新「京都市動物園整備構想」に基づき，動物園を順次リニューアルし，その中で木材の積極的な活用を図る。	文化市民局
39-6	京都市公共建築物低炭素仕様に基づく森林バイオマス資源の活用及び木造化・木質化の率先推進	公共建築物における森林バイオマス資源の活用範囲及び木造化・木質化の適用範囲を明確化し，地域産木材の積極的な活用を図る。	都市計画局
●施策番号40：京野菜の振興			
40-1	京の旬野菜推奨事業	市内で生産される旬の野菜を「京の旬野菜」として推奨する。 (旬野菜生産認定農家数／657戸⇒700戸)	産業観光局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
(14) 基本施策：緑化推進啓発活動の展開			
●施策番号41：緑地協定の締結の推進			
41-1	緑地協定の締結の推進	良好な街の環境を形成するため、同制度を普及していく。 (締結件数/0件⇒締結を目指す)	建設局
●施策番号42：オープンガーデンの促進			
42-1	「京の夏の旅」,「京の冬の旅」における庭園等の特別公開の実施	夏季と冬季に市内の寺院・神社、邸宅などを特別公開し、市民や観光客に京都ならではの緑の魅力を体感していただく。 (非公開文化財の特別公開参加人数/夏62,004人,冬303,554人⇒ー)	産業観光局
●施策番号43：花と緑豊かな空間づくり（柱となる施策）			
43-1	御池通スポンサー花壇事業	市民等の協力を得て、四季の花ストリートを創出することにより、歩いて楽しい緑と花いっぱいのまちづくりを推進する。 (花壇の基数/30基⇒100基)	建設局
43-2	記念植樹奨励事業	慶事を迎えた市民・企業・団体に、費用の一部を負担していただき、「花の名所」づくりを目指して植樹していただく。 (植栽本数/31本(H22)⇒120本)	建設局
43-3	上京区花いっぱい運動の推進	「花いっぱい運動」の取組を通じて、美化意識の醸成を図り、四季折々の草花が楽しめる魅力あるまちづくりを推進する。 (参加学区数/4学区⇒17学区)	上京区役所
43-4	山科区民花の回廊募金	記念日等をきっかけとした募金を呼びかけ、街路等への植栽を通じて「花の回廊」を形成する。 (植栽本数/植栽本数 69本 植栽苗数 744本⇒ー)	山科区役所
43-5	祥豊小5年生による「花いっぱい運動」	YouYouパークにおいて、近隣小学校の授業の一環で花壇に花を植える活動を年2回実施する。 (美化意識の向上/これまで20回実施⇒事業の継続)	南区役所
43-6	「花の町」運動	南保健協議会連合会により、地域の環境美化と美しいまちを実現するため、公共施設等に花を設置する。 (花の苗数/448株⇒476株(累計3,304株))	南区役所
43-7	蹴上浄水場におけるツツジ及びサツキの維持管理	浄水場の業務や水道水に対する理解を深めていただくため、敷地内のツツジとサツキの維持管理を行い、一般公開を行う。 (管理状態/適正管理⇒適正管理の継続)	上下水道局
43-8	鳥羽水環境保全センターにおけるせせらぎ及びグリーンアドベンチャーの維持管理	水環境保全センターの業務や下水道全般に対する理解を深めていただくため、敷地内の藤棚、せせらぎ広場及びグリーンアドベンチャー等の維持管理を行い、一般公開を行う。 (管理状態/適正管理⇒適正管理の継続)	上下水道局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
43-9 25-3 35-2	まちなみ緑化モデル事業	中心市街地等において、鉢物等の資材を支給又は貸与して、管理していただくことにより、緑視率の向上と町並み景観の修景を図る。 (参加団体(地域)数/→5団体)	建設局
43-10	花降る里けいほくプロジェクト	京北地域を花で埋めつくし、住民相互のつながりを深めるとともに、花の京北というイメージを広く発信して、地域の活性化や産業振興を図る。	右京区役所
43-11	市民公募型緑化推進事業(仮称)	緑化についての意見・要望を市民から公募し、緑化を行うことにより、良好な都市景観の形成、防災機能の向上、緑を核とした地域コミュニティの形成を目指す。(植栽本数/→500本相当の緑化)	建設局
43-12	東山区総合庁舎敷地内緑化の推進	敷地内の緑を保全するとともに、様々な草花を植えることで更なる緑化を推進し、潤いのある環境づくりを行い、来庁者の目を楽しませる。 (植栽本数/植栽本数 285本, 植栽株数 930株→)	東山区役所
43-13	花と緑の下京回廊づくり	地域の緑化活動の担い手となる人々の活動を促進し、区民と連携しながら花と緑の回廊づくりを進めるとともに、特色ある「花と緑」の彩りづくりの促進・支援や情報発信により、来訪者の区内・市内への回遊を創出する。	下京区役所
43-14	駐車場等の緑化推進	まちなかの駐車場、駐輪場の緑化を推進していくため、駐車場等の緑化モデルを検討するとともに、緑化推進のための基本的考え方や助成制度等を検討、策定して、普及啓発していく。 (駐車場等の緑化件数/→10件)	建設局
43-15	中京区総合庁舎の緑化	中京区総合庁舎の屋上庭園及び区役所周辺の花壇を市民ボランティアとの協働により継続的に緑化を推進していくとともに、庁舎外壁面についても緑化(グリーンカーテン)を推進する。 (維持管理の状態/良好→良好な状態の継続)	中京区役所
43-16	醍醐支所敷地内緑化の推進	醍醐支所敷地内に季節に応じた草花を植え、敷地内を色豊かにし、来庁者の目を楽しませる。	伏見区役所 (醍醐支所)
●施策番号44：区の花と木の選定			
44-1	区の花と木の選定 (基礎資料作成)	各区で区の花と木を選定できるようにするための基礎資料を作成し、各区に提供する。(基礎資料を提供した区数/→6区以上)	建設局
●施策番号45：情報媒体の活用等による緑化啓発			
45-1	都市緑化推進に係るパンフレットの作成	都市緑化推進に寄与するパンフレット等を検討、作成して市民や事業者に配布する。(パンフレット作成数/→2種類以上(作成及び見直し))	建設局
●施策番号46：緑化イベント・講習会の開催			
46-1	緑化関連講習会等	緑化の普及啓発や京都の緑の文化の継承のため、各種の講習会、研修会を開催する。(のべ参加人数/2,350人⇒2,500人)	建設局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
46-2	緑と暮ら ^{そうか} 草花セミナー	日常生活の中に緑を取り入れることで、緑や花に向き合う時間をつくり、環境について思いをめぐらす機会とする。 (参加者数／38名(H22)⇒－)	北区役所
●施策番号47：環境教育や自然体験学習の推進（柱となる施策）			
47-1	「京都市環境教育スタンダード」の作成と活用	環境教育を、横断的・総合的に進めることができるよう、各教科等の指導計画に関連付けた「京都市環境教育スタンダード」を作成し、活用する。(京都市環境教育スタンダードの活用校数／0校⇒全校)	教育委員会事務局
47-2	環境教育研修講座の実施 (中学校理科教員指導力向上講座と合同実施)	市立幼稚園・学校教職員を対象とした、環境教育に関する研修会を実施する。(参加人数／42人⇒80人)	教育委員会事務局
47-3 18-3	自然遊びプログラムによる総合的な環境学習の推進	宝が池公園子ども楽園プレイパーク等、子どもたちが自然とのふれあいを体感するとともに、3世代交流を通じて地域の自然環境及び歴史文化を学ぶ総合的な環境学習を推進する。 (のべ参加人数／900人⇒1,500人)	建設局
47-4	北区民環境セミナー	区民一人一人が環境問題に興味を持ち、取り組む契機になるよう、身近な環境をテーマにし、自然観察会、講座などを実施する。 (参加者数／38名(H22)⇒－)	北区役所
47-5	伏見学連続講座(仮称)	伏見区民や伏見区に通勤・通学している方々に、水と緑の豊かな伏見区の魅力を学び、愛着をもってもらう機会を提供していく。	伏見区役所
(15) 基本施策：顕彰制度の充実			
●施策番号48：緑化コンクールや緑化推進功労者表彰の実施			
48-1	京都市都市緑化推進功労者表彰	緑のまちづくりに尽力され、その業績が特に顕著であると認められる民間の団体又は個人に対して表彰を実施する。 (表彰件数／32件⇒60件)	建設局
(16) 基本施策：推進体制の整備			
●施策番号49：緑化・公園管理基金の拡充			
49-1	緑化・公園管理基金の充実	緑化助成事業や各種緑化推進啓発活動を展開していくための財源となる緑化・公園管理基金の拡充を図る。 (基金残高の増／約167百万円⇒現状以上の拡充)	建設局
●施策番号50：公園緑地審議会（仮称）の設置・運営			
50-1	公園緑地審議会(仮称)の設置に関する検討	「公園緑地審議会(仮称)」の設置に関する検討を行う。 (審議会の設置／－⇒審議会の設置・運営)	建設局

事業番号	事業名	事業概要	事業所管
(17) 基本施策：人材の育成			
●施策番号51：緑のボランティアリーダーの育成（柱となる施策）			
51-1	緑の学校の開催	植物の栽培、花壇等潤いのある空間づくり等に関する講義及び植物管理、繁殖等年間を通じた作業により、緑のボランティアリーダーを育成する。（認定リーダー人数(累積)／－⇒50人）	建設局
●施策番号52：ボランティアとの連携や活動に対する支援			
52-1	街路樹サポーター制度	同制度を活用して、市民との共汗による街路樹の良好な維持管理を推進していく。（サポーター数／37団体⇒50団体）	建設局
52-2	「みんなで花を咲かそう」ボランティア活動	区民ボランティアと上京区役所の共汗・協働により、区役所庁舎に草花を植えることで、まちの美化向上の模範となるような取組を進める。また、園芸や環境美化に関わる講演会等を開催し、区民の環境意識の向上を図る。	上京区役所
52-3	中京区まちなかの緑化推進事業	「できるところから、できる範囲で緑化」をスローガンに、区民ボランティアと協働で、様々な緑化事業を展開していく。	中京区役所
52-4	山科区フラワーロード推進事業	区民や地域団体が主体となり、京都の東玄関にふさわしい花と緑にあふれた潤いのあるまちづくりを進めるとともに、区民の環境に対する意識の高揚を図る。（植栽苗数／8,509本⇒－）	山科区役所
52-5	緑のボランティアセンターの発足・運営	緑の活動団体の人材、ニーズに関する情報交換を行うとともに、まちなか緑化等の取組を推進する緑のボランティアセンターを発足、運営する。（登録団体数／－⇒100団体）	建設局
52-6	公園愛護協力会の拡充	公園の円滑な運営に協力している公園愛護協力会の登録数を拡充し、市民との連携を強化し、安心安全な公園の維持管理に努める。（団体数／599団体⇒現状以上の登録）	建設局
52-7 35-3	いのちの森のモニタリング活動との連携及び支援	専門家及び市民のモニタリング活動との連携・支援を進め、自然観察会の開催や案内ガイドの養成等により、都市と自然の関係を考える機会を充実させる。 （「いのちの森」及び周辺での子ども自然観察会の実施回数／2回⇒15回）	建設局



第1次 京のみどり推進プラン（概要版）

平成23年5月発行 京都市印刷物第233050号

発行：京都市建設局水と緑環境部緑政課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-222-3589

